

総務委員会資料

所管事務の調査（報告）
売店の廃止について

資料 売店の廃止について

平成25年7月31日
総 務 局

売店の廃止について

- ・本庁舎、第3庁舎及び各区役所庁舎の売店を平成26年3月31日で廃止する。
- ・行政刊行物（冊子・地図等）については、別途販売ルートを確認する。

1 売店見直しの背景

- 行財政改革プランに掲げる福利厚生制度の改革
- 国からの福利厚生事業の適正化要請

平成19年度～ 職員厚生会の直営施設事業の見直し

- いさご会館 →平成21年度に廃止
- 食堂 →平成22年度に
自主運営化
- 売店事業 →平成24年度から
市民利用に配慮し
事業のあり方から
見直しを検討する

2 売店見直し

売店

- 本庁舎、第3庁舎及び幸区以北の区役所計8か所に設置し、職員厚生会が実施している

目的

職員の福利厚生

菓子・食品・雑貨類
などの販売

施設の活用

市民向け行政サービス

行政刊行物
(冊子・地図等)の販売

コンビニ等の普及による、福利厚生としての必要性が低下したため、売店事業は廃止する

職員・市民へ周知

3 売店の廃止

平成26年
3月31日廃止

売店見直しを受けて、行政刊行物の取扱いは
新たな販売方法を確保する

4 行政刊行物取扱いの検討

新たな販売手法

庁舎資産の有効活用としてのコンビニエンスストアの導入

立地条件等から採算がとれない

行政刊行物の取扱い

行政刊行物(冊子・地図等)については、市民向け行政サービスとして今後も販売ルートを確認する方向で調整中

本庁舎
周辺

中部

北部

複数の販売
ルート検討

市民向けに周知

新たな販売ルートによる行政刊行物の取扱いは、平成26年4月1日から開始する予定